

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日には、
翌日の午後休日と當たる)

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 養護措置等
- 第三節 養護措置の実施（第六条～第十四条）
- 第三章 老人ホームの監督（第十五条～第十八条）
- 第四章 雜則（第十九条・第二十条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）及び老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十一条。以下「省令」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「養護措置」とは、法第十一条第一項及び第二項並びに第四項の規定により県が行う同条第一項各号の措置をいう。
2 この規則において「老人ホーム」とは、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームをいう。

第二章 養護措置等

第一節 養護措置の基準

第三条 養護措置は、別表の上欄に掲げる養護措置の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる状況が存する場合部を改正する。

鳥取県規則第三十二号

鳥取県老人福祉法施行細則

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県老人福祉法施行細則をここに公布する。

昭和六十三年四月一日

規則

目 次

◆規 則 鳥取県老人福祉法施行細則（高齢者対策課）

に行うものとする。

第二節 養護受託者

(養護受託者の認定)

第四条 省令第一条の規定による知事に対する申出は、養護受託申出書（様式第一号）を提出してしなければならない。

2 知事は、前項の申出書を受理したときは、速やかに、これを審査し、当該申出の内容が次の要件を備えていると認めるときは、当該申出をした者（以下「申出者」という。）を養護受託者として認定するものとする。

一 申出者及びその者と現に同居している者が、老人の養護の受託について理解と熟意を有しており、かつ、身体的及び精神的に健康な状態にあること。

二 申出者の世帯の経済的状況が、受託する老人の生活を圧迫するおそれがないものであること。

三 申出者の住宅の規模、構造及び環境が、老人の生活に適していること。

3 知事は、申出者に対し、前項の規定による認定をしたときはその旨を、当該認定をしないこととしたときはその旨及び認定をしないこととした理由を通知するものとする。

(養護受託者の認定の取消し)

第五条 知事は、前条第二項の規定による認定を受けた者が同項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたときは、当該認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該取消しを受

けた者に對し、その旨及び取消しの理由を通知するものとする。

第三節 養護措置等の実施

(民生委員の通告)

第六条 町村の民生委員は、その担当する区域内に居住地（居住地を有しないか、又は明らかでない者については、その現在地とする。以下同じ。）を有する者が別表の下欄に掲げる養護措置に係る状況にあると認めるときは、その旨を町村長を経て知事に通告するものとする。

(医師等の意見の聴取)

第七条 知事は、養護措置（法第十一條第一項第二号又は第三号の措置に限る。）を開始しようとするときは、その要否について、別に定めるところにより医師その他老人の福祉に関し専門的な知識又は経験を有する者の意見を聞くものとする。

(養護措置の委託)

第八条 知事は、次の各号に掲げる養護措置を開始しようとするときは、それぞれ当該各号に定める者にその受託を依頼するものとする。

一 県以外の者の設置する老人ホームに入所を委託する措置 当該老人ホームの長

二 養護受託者に養護を委託する措置 養護受託者（次のいづれかに該当する者を除く。）

イ 当該措置を受けることとなる老人の扶養義務者

ロ 現に老人の養護を受託している者

2 前項各号に定める者は、同項の規定による依頼を受けたときは、速やかに、受託するかどうかを決定し、養護措置受託（不）承諾書（様式第二号）により知事にその旨を回答するものとする。

(養護措置の開始)

第九条 知事は、養護措置を開始するときは、当該養護措置を受ける者（以下「被措置者」という。）及び次の各号に掲げる養護措置に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者にその旨を通知するものとする。

一 県の設置する老人ホームに入所させる措置 当該老人ホームの長
二 県以外の者の設置する老人ホームに入所を委託する措置又は養護受託者に養護を委託する措置 当該老人ホームの長又は養護受託者（以下「受託者」という。）

2 知事は、養護措置を開始したときは、速やかに、その開始前における被措置者の居住地を管轄する町村長（以下「所轄町村長」という。）にその旨を通知するものとする。

3 所轄町村長は、前項の規定による通知に係る被措置者について、被措置者状況票（様式第三号）を整備しておかなければならぬ。
(被措置者の状況変更等の届出)

第十一条 省令第六条の規定による届出は、被措置者状況変更等届出書（様式第四号）を提出してしなければならない。

2 現に養護措置を受託している養護受託者は、当該被措置者について、

措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、知事にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の規定は、前項の届出について準用する。
(養護措置の変更等)

第十二条 知事は、被措置者が死亡した場合において、当該被措置者に遺留金品があるときは、速やかに、遺留金品状況届出書（様式第五号）を知事に提出し、その指示を受けなければならぬ。この場合においては、第十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、被措置者状況変更届出書を提出することを要しない。

（葬祭措置）
第十三条 知事は、被措置者が死亡した場合において、その葬祭を行う者について必要な調査を行い、当該葬祭を行う者がないと認めるときは、法第十一條第三項に規定する被措置者の葬祭を行い、又はその葬祭を委託する措置（以下「葬祭措置」という。）を採るものとする。

2 葬祭措置は、死亡の診断、死体の検査及び運搬並びに埋葬又は火葬及び納骨について必要最小限の範囲内において行うものとする。

3 知事は、葬祭措置として受託者に当該被措置者の葬祭を行うことを委

2 知事は、被措置者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該被措置者に係る養護措置を停止し、又は廃止するものとする。

- 一 死亡したこと。
- 二 別表に掲げる状況になくなつたこと。

三 入院その他の事由により、知事が別に定める期間、老人ホーム又は養護受託者の住居で養護を受けることができない状況が現に継続し、又は継続することが明らかに予想されること。

託する措置を採らうとするときは、当該受託者にその受託を依頼するものとする。

4 受託者は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに、受託するかどうかを決定し、葬祭措置受託（不）承諾書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

（報告）

第十四条 知事は、養護措置及び葬祭措置の実施に關し必要があると認めることは、所轄町村長若しくは町村の民生委員又は受託者に對して必要と認める事項についての報告を求めることができる。

第三章 老人ホームの監督

（老人ホームの設置の届出手続等）

第十五条 法第十五条第二項の規定による届出は、老人ホーム設置届出書（様式第七号）を提出してしなければならない。

2 省令第三条第一項に規定する申請書は、老人ホーム設置認可申請書（様式第八号）によるものとする。

（老人ホームの事業開始の届出手續）

第十六条 法第十五条第二項又は第三項の規定により老人ホームを設置した者（以下「設置者」という。）は、その事業を開始したときは、速やかに、老人ホーム事業開始届出書（様式第九号）を知事に提出しなければならない。

（老人ホームの届出手續等）

第十七条 省令第四条第一項、第三項又は第四項の規定による届出は、老人ホーム届出事項変更等届出書（様式第十号）を提出してしなければならない。

2 省令第四条第二項の規定による認可を受けようとする設置者は、老人ホーム入所定員減少時期認可申請書（様式第十一号）を知事に提出しなければならない。

（老人ホームの廃止等の届出手續等）

第十八条 法第十六条第一項の規定による届出は、老人ホーム廃止（休止）届出書（様式第十二号）を提出してしなければならない。

2 省令第五条の規定による申請は、老人ホーム廃止（休止）時期認可申請書（様式第十三号）を提出してしなければならない。

第四章 雜則

（有料老人ホームの設置等の届出手續）

第十九条 法第二十九条第一項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届出書（様式第十四号）を提出してしなければならない。

2 法第二十九条第二項前段の規定による届出は、有料老人ホーム届出事項変更届出書（様式第十五号）を提出してしなければならない。

3 法第二十九条第一項後段の規定による届出は、有料老人ホーム休止（廃止）届出書（様式第十六号）を提出してしなければならない。

（書類の経由）

第二十条 省令第一条及び第六条並びにこの規則第八条第二項、第十条第二項、第十二条及び第十三条第四項の規定により知事に提出する書類は、所轄福祉事務所長を経由して提出しなければならない。

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2

この規則施行の際、改正前の老人福祉法施行細則の規定によりなされた届出、申請その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第三条、第六条関係)

養護措置の種別	養護措置の対象となる者	養護措置の対象となる者に係る状況	第三条第一項第二号又は第三号の措置を受けていること。	救護施設に入所する見込みがないこと。 口 その配偶者が六十歳以上で、かつ、法第十一条第一項第二号又は第三号の措置を受けていること。
二 法第十一条第一項第二号の措置	1 法第十一條第一項及び第四項の規定により措置を行う場合 六十五歳以上の者	その者の状況が、次のいずれかに該当するとき。 1 養護者との関係が緊張し、調和を欠いていると認められること。 2 養護措置等による措置を受けることが適当であるにもかかわらず、これらの措置を受けないと認められること。	その者の状況が、次のいずれかに該当するとき。 1 養護者との関係が緊張し、調和を欠いていると認められること。 2 養護措置等による措置を受けることが適当であるにもかかわらず、これらの措置を受けないと認められること。	その者の状況が、次のいずれかに該当するとき。 1 養護者との関係が緊張し、調和を欠いていると認められること。 2 養護措置等による措置を受けることが適当であるにもかかわらず、これらの措置を受けないと認められること。
	2 法第十一條第二項及び第四項の規定により措置を行う場合 六十五歳以上の者	その者の状況が、老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)第一条各号のいずれかに該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。 1 知事が別に定める程度の身体上又は精神上の障害があるために日常生活に著しい支障があり、かつ、養護者がいないか、又はあつても介護を適切に行うことができないと認められること。 2 養護者その他現に同居している者と同居を継続することにより、心身が著しく害されると認められること。	その者の状況が、老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)第一条各号のいずれかに該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。 1 知事が別に定める程度の身体上又は精神上の障害があるために日常生活に著しい支障があり、かつ、その状況が継続すると認められるこ	その者の状況が、老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)第一条各号のいずれかに該当し、かつ、当該老人が住居において適切な介助を受けることができないと認められるとき。

四 法第十一条第一項第四号の措置	第一号に掲げる養護措置に係る者	前号に掲げる養護措置に係る者	その者の状況が次のいずれかに該当し、かつ、当該老人が住居において適切な介助を受けることができないと認められるとき。 1 常時床に就いており、かつ、その状況が継続すると認められること。 2 常時床に就いていないが、知事が別に定める程度の身体上又は精神上の障害があるために日常生活に著しい支障があり、かつ、その状況が継続すると認められるこ	3 住居を有しないか、又はあつても環境が劣悪であるため、心身が著しく害されると認められること。
イ 生活保護法(昭和十五年法律第二百四十四号)第三十八条第二項の規定する要保護者で、十歳未満の者	その者の身体又は精神の状況、性格等が、養護受託者の生活を著しく乱すおそれがないと認められること。	その者の身体又は精神の状況、性格等が、養護受託者の生活を著しく乱すおそれがないと認められること。	その者の身体又は精神の状況、性格等が、養護受託者の生活を著しく乱すおそれがないと認められること。	その者の身体又は精神の状況、性格等が、養護受託者の生活を著しく乱すおそれがないと認められること。

様式第1号(第4条関係)

養護受託申出書

職氏名 殿
老人福祉法第11条第1項第4号に規定する養護受託者となりたいので、
老人福祉法施行規則第1条の規定により、次のとおり申し出ます。

年月日

郵便番号 □□□-□□□

申出者
住所
フリガナ
氏名
電話番号

年月日

郵便番号 □□□-□□□

本籍地			
生年月日			
健康状態			
信教			

経歴

氏名 続柄生年月日 職業 収入(月額) 健康状態 その他

家族の状況	賃産	円	円
	職業	円	円
	収入(月額)	円	円
		円	円
		円	円

様式第2号(第8条関係)
養護措置受託(不)承諾書

職氏名 殿
年月日 付けで依頼のあつた養護委託については、受託します(受託しません)ので、鳥取県老人福祉法施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり回答します。

届出者
フリガナ
氏名
(老人ホームにあつては、所在地)
(並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

被措置者氏名	
措置費として交付を受ける金額	円
措置開始時期	

敷地	m ² (自家・借家・その他)	専用・共用(共用者名)
建坪	m ² (一戸建・集合住宅) (平家・二階建)	老人を起居させる階の上下(下・上) 部屋の状況
部屋数	畳室・畳室・畳室	押しこみの有無
受託する者に関する希望事項		
その他		

様式第3号(第9条関係)

被措置者状況票

(作成 年 月 日)			整理番号	担当者氏名	老人ホーム名又は養護受託者名
被措置者 氏名 住所 本籍地	性別 年齢	男・女 歳	生年 月日	年 月 日	入所(受託開始) 年月日
					退所(受託終了) 年月日
被措置者 氏名 (生年月日) と の 続柄	被措置時	住 所 変更後		備 考	
被措置者 管轄内の配偶者・子 供・孫等の扶養義務者 の扶養義務者					
被措置者 管轄内の配偶者・子 供・孫等の扶養義務者 の扶養義務者					
被措置者 管轄内の配偶者・子 供・孫等の扶養義務者 の扶養義務者					
被措置者 管轄内の配偶者・子 供・孫等の扶養義務者 の扶養義務者					
参考事項(被措置者 の住居・家庭扶養 義務者の状況等)	被措置者 の状況、扶養 義務者の状況等				

様式第4号(第10条関係)

被措置者状況変更等届出書

職 氏 名 殿
被措置の変更(停止・廃止)を必要とする事由が生じたと認めたので、
老人福祉法施行規則第6条(鳥取県老人福祉法施行細則第10条第2項)
の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 氏名
(老人ホームにあつては、所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

被措置者の氏名	被措置の変更(停止・廃止)を必要とする事由が生じたと認めた年月日
必要とする措置の変更(停止・廃止)の内容	
措置の変更(停止・廃止)に関する意見	

様式第5号(第12条関係)

遺留金品状況届出書

職 氏名 跡

遺留金品状況届出書

次の死亡した被措置者の遺留金品について、鳥取県老人福祉法施行細則第12条前段の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

届出者 住 所
フリガナ ()
氏 名(老人ホームにあつては、所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

死 亡 し た	氏 名
被措置者	死亡年月日

死 亡 原 因

被葬祭措置者氏名	葬祭費として交付 を受ける金額
金銭又は 有価証券	円

遺 留 金 品	品 名	数 量	摘要	要 計
そ の 他				

様式第6号(第13条関係)

葬祭措置受託(不)承諾書

職 氏名 跡

葬祭措置受託(不)承諾書

年 月 日 付けて依頼のあつた葬祭措置の委託については、受託します(受託しません)ので、鳥取県老人福祉法施行細則第13条第4項の規定により、次のとおり回答します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

受託者 住 所
フリガナ ()
氏 名(老人ホームにあつては、所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

様式第7号(第15条関係)

老人ホーム設置届出書

職 氏 名 殿

老人福祉法第15条第2項の規定により老人ホームを設置したいので、
同項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職 氏 名 団

老人ホームの名称	
老人ホームの種類	
老人ホームの位置	
老人ホームの地理的状況	
建物の規模及び構造の概要	
老人ホームの運営方針	
入 所 定 員	
職員の定数及び職務の内容	
事業開始予定年月日	

添付書類

- 老人ホームの設備の概要を記載した書類
- 老人ホームの長その他主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類
- 当該市町村の区域外に老人ホームを設置しようとする場合にあつては、当該老人ホームを設置しようとする区域の市町村の同意書

様式第8号(第15条関係)

老人ホーム設置認可申請書

職 氏 名 殿

老人福祉法第15条第3項の規定により老人ホームを設置したいので、
老人福祉法施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

所在地 フリガナ
申請者 代表者の氏名 (印)
電話番号

老人ホームの名称	
老人ホームの種類	
老人ホームの位置	
老人ホームの地理的状況	
建物の規模及び構造の概要	
老人ホームの運営方針	
入 所 定 員	
職員の定数及び職務の内容	
事業開始予定年月日	
設置者の資産の状況	

添付書類

- 老人ホームの設備の概要を記載した書類
- 老人ホームの長その他主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類
- 当該市町村の区域外に老人ホームを設置しようとする場合にあつては、当該老人ホームを設置しようとする区域の市町村の意見書
- 老人ホームを設置しようとする区域の市町村の意見書

様式第9号(第16条関係)

老人ホーム事業開始届出書

職 氏 名 殿

年 月 日付第 号で設置の届出をした(認可を受けた)老人ホームの事業を・年 月 日開始したので、鳥取県老人福祉法施行細則第16条の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

所在地

名 称

届出者 フリガナ
代表者の氏名

(印)

電話番号

老人ホーム届出事項変更等届出書

職 氏 名 殿

について変更したい(減少させたい・増加させたい・変動があつた)ので、老人福祉法施行規則第4条第1項(第3項・第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

所在地

名 称

届出者 フリガナ
代表者の氏名

(印)

電話番号

老人 ホーム の 名 称	
変 更 (減少・増加・変動) 事 項	
変 更 (減少・増加・変動) 前	
変 更 (減少・増加・変動) 後	
変 更 (減少・増加・変動) の 理 由	
変 更 (減少・増加・変動) の 時 期	
現に入所している者に対する措置(老人ホームの入所員を減少しようとする場合に限る。)	

添付書類 老人福祉法施行規則第4条第4項の規定による届出の場合にあつては、新任者の氏名及び経歴を記載した書類

様式第11号（第17条関係）

老人ホーム入所定員減少時期認可申請書

職 氏名 殿

老人ホームの入所定員を減少したいので、鳥取県老人福祉法施行細則
第17条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

所在地

名 称

申請者 フリガナ
代表者の氏名

電話番号

様式第12号（第18条関係）

老人ホーム廃止（休止）届出書

職 氏名 殿

老人ホームを廃止（休止）したいので、老人福祉法第16条第1項の規
定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職 氏 名 団

老人 ホーム の 名 称	
廃止（休止）しようとする年月日	
廃 止（休 止）の 理 由	
現に入所している者に対する措置	
休止の予定期間（休止しようとする場合に限る。）	

老人 ホーム の 名 称	
減 少 後 の 入 所 定 員	
入 所 定 員 を 減 少 す る 理 由	
入 所 定 員 を 減 少 し よ う と す る 時 期	
現に入所している者に対する措置	

様式第13号(第18条関係)

老人ホーム廃止(休止)時期認可申請書

職 氏名 殿

老人ホームを廃止(休止)したいので、老人福祉法施行規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

所在地

名 称

申請者
フリガナ
代表者の氏名

電話番号

老人 ホーム の 名 称	
廃止(休止)しようとする年月日	
廢 止 (休 止) の 理 由	
現に入所している者に対する措置 休止の予定期間(休止しようとする場合に限る。)	

様式第14号(第19条関係)

有料老人ホーム設置届出書

職 氏名 殿

有料老人ホームを設置したので、老人福祉法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

届出者
フリガナ
氏 名(団体にあつては、所在地並びに)
(名称及び代表者の氏名)

電話番号

有料老人ホームの名称及び所在地 設置者の氏名及び住所又は名称及 び所在地	
事 業 開 始 年 月 日	
管 理 者 の 氏 名 及 び 住 所	

添付書類 条例、定款その他の基本約款

様式第15号（第19条関係）

有料老人ホーム届出事項変更届出書

職 氏名 殿

届出事項に変更が生じたので、老人福祉法第29条第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

届出者 氏名 フリガナ

(団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

有料老人ホームの名称

変 更 事 項

休止(廃止)の理由

休止(廃止)の時期

有料老人ホームの名称	変 更 事 項	休止(廃止)の理由	休止(廃止)の時期
変 更 前			
変 更 後			
変 更 の 時 期			

様式第16号（第19条関係）

有料老人ホーム休止(廃止)届出書

職 氏名 殿

事業を休止(廃止)したので、老人福祉法第29条第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

届出者 氏名 フリガナ

(団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

有料老人ホームの名称

変 更 事 項

休止(廃止)の理由

休止(廃止)の時期

有料老人ホームの名称	変 更 事 項	休止(廃止)の理由	休止(廃止)の時期
変 更 前			
変 更 後			
変 更 の 時 期			